

災害援護資金の貸付について

暴風、豪雨等の自然災害により負傷または住居、家財の損害を受けた市民の方に対して、生活再建に必要な資金を貸付します。

1. 対象者

下記のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主（ただし、所得制限あり）です。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上の場合
- ②家財の1/3以上の損害がある場合
- ③住宅の半壊または全壊、滅失若しくは流失

【所得制限】

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	4人世帯に、1人増すごとに30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1,270万円	

※平成30年1月2日以降に綾部市に転入された場合は、前住所地の市町村の所得証明書が必要です。

2. 貸付限度額

- ①世帯主におおむね1ヵ月以上の療養を要する負傷がある場合

ア：当該負傷のみ	150万円
イ：家財の1/3以上の損害	250万円
ウ：住居の半壊	270万円
エ：住居の全壊	350万円

- ②世帯主におおむね1ヵ月以上の療養を要する負傷がない場合

ア：家財の1/3以上の損害	150万円
イ：住居の半壊	170万円
ウ：住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ：住居全体の滅失または流失	350万円

3. 貸付条件

【貸付利率】 年3%の元利均等償還（措置期間中は無利子）

【据置期間】 3年

【償還期間】 10年（据置期間を含む。実質は4年目からの返済となる。）

【償還方法】 年賦償還（1年毎）又は半年賦償還（半年毎）

【連帯保証人】 要

※「連帯保証人」の要件について

- ①連帯して債務を負担する能力のある方
- ②弁済の資力を有すること
- ③原則、綾部市内に居住している方（市外でも可）
- ④借入申込人と同一世帯でない方
- ⑤連帯保証人が災害援護資金の借受人または借受申込人でないこと
- ⑥連帯保証人になる予定の方、またはその世帯員が、災害援護資金や複数の借入金の連帯保証人となっていないこと

4. 貸付の申請手続き

【申請窓口】 民生児童課（市役所西庁舎2階）

【申請期限】 平成30年10月31日（水）

【申請方法】

次の必要書類をそろえた上、窓口で申請してください。

- 必要書類
- ① 災害援護資金借入申込書
 - ② 平成30年（平成29年分）の所得証明書
（申請世帯全員及び連帯保証人）
※源泉徴収票の写し又は給与明細等で可
 - ③ 災害証明書（写しで可）
 - ④ 住民票謄本（本人及び連帯保証人のもの）
 - ⑤ ②のほか、世帯の所得の分かるもの
（年金支払通知、預金通帳の写し等）
 - ⑥ 医師の診断書（但し、世帯主の負傷の区分で申し込む場合）

※貸付決定後に、本人及び連帯保証人の印鑑証明書が必要となります。

5. 貸付の決定から貸付まで

(1) 審査について

- ・ 原則として、平成30年7月24日現在の世帯の平成30年度(平成29年分)総所得が、基準額以上の場合は対象外となります。
- ・ 同一世帯での重複申込、相対保証等が確認された場合は、貸付不可となります。
- ・ 審査の結果、添付書類等に不備がある場合は、貸付不可となる場合や、貸付承認まで時間がかかる場合があります。
- ・ 審査の状況により、あらためて必要な書類の提出をお願いする場合があります。必要な書類がすべてそろった時点で申し込みの受理となります。

(2) 貸付の決定について

申し込みの受理後、貸付の決定または非該当の通知をお送りするまで、概ね2～3週間程度となります。

(3) 借用書等の提出について

貸付の決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。

(申し込みの段階では不要です)

- ・ 貸付決定通知書
- ・ 借用書
- ・ 通帳のコピー(貸付金振込口座となるもの)
- ・ 印鑑登録証明書(本人及び連帯保証人)

(4) 貸付金の振込について

貸付金の振込は、借用書等が提出されてから、2～3週間後となります。

6 お問い合わせ先

民生児童課(市役所西庁舎2階)

直通: 42-4250